

令和 7 年度

琴浦町

固定資産税（償却資産）

申告の手引き

提出期限 **令和 7 年 1 月 3 1 日（金）**



小さいくせに
ぜんぶある。

惑星コトウラ

〈提出先・問合せ先〉

〒689-2392 鳥取県東伯郡琴浦町徳万 591 番地 2

琴浦町役場税務課評価係 償却資産担当

電話番号 0858-52-1702 FAX 0858-49-0000

琴浦町役場税務課

* * * 目次 * * *

1	償却資産について	
(1)	償却資産の種類	1
(2)	申告が必要である資産	1
(3)	申告が不要である資産	1
(4)	主な償却資産の例	2
(5)	申告を間違えやすい事例	3
	家屋と償却資産の区分表	5
2	固定資産税（償却資産）申告について	
(1)	申告していただく方	7
(2)	提出期限	7
(3)	提出先	7
(4)	提出方法	7
(5)	企業の電算処理による申告について	7
(6)	電子申告（eLTAX）について	7
3	申告書の書き方について	
(1)	償却資産申告書（償却資産課税台帳）の記載について	8
(2)	種類別明細書（増加資産・全資産用）	9
(3)	種類別明細書（減少資産用）	10
4	固定資産税の計算方法について	
(1)	評価額・課税標準額の求め方	11
(2)	税率・税額・免税点	11
(3)	税額計算シュミレーション	11
	減価残存率表	12
5	さいごに	
(1)	申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合	12
(2)	償却資産の調査にご協力ください	12

1 償却資産について

償却資産とは、土地および家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない方が所有しているものを含む）をいいます。（地方税法第341条第4号）

固定資産税は、土地と家屋に対する課税こそ広く知られていますが、**事業のために使用している資産**（構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具・器具及び備品）にも課税がされます。

償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在の所有状況を、資産が所在する市町村に**1月31日**までに申告する義務があります。

（1）償却資産の種類

償却資産を「資産の種類」ごとに例示すると、次のとおりです。

資産の種類			主な資産の例
1	構築物	構築物	路面舗装（アスファルト、砂利敷き等）、門、塀、フェンス、ビニールハウス、サイロ、貯水槽、緑化施設、庭園、駐輪場など
		建物附属設備	受変電設備、給排水設備、空調設備、その他建築設備、内装など （P4 ●建築設備の家屋と償却資産の区分を参照）
2	機械及び装置		各種製造設備等の機械及び装置、製造加工機械、土木建設機械など
3	船舶		漁船、釣船、遊覧船、貨物船、ボート、はしけなど
4	航空機		飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
5	車両及び運搬具		大型特殊自動車、鉄軌道用車両、運搬車など
6	工具・器具及び備品		事務机・椅子、陳列ケース、電話設備、冷暖房機器、厨房用品、ガス機器、レジスター、複写機、パソコン、看板、金庫、自動販売機、理美容器具、医療機器、娯楽・スポーツ器具、什器、工具類など

（注）この表は通常の設備について、一般的に区分したものです。

（2）申告が**必要**である資産

- ①減価償却資産（法人税法又は所得税法の計算上、減価償却額又は減価償却費に計上した資産）
- ②償却済資産（耐用年数は経過したが、まだ使用している資産）
- ③遊休資産（一時的に稼働を休止している資産）
- ④未稼働資産（既に完成しているが、まだ稼働していない資産）
- ⑤簿外資産（帳簿に記録されていない資産、本来減価償却が可能な資産）
- ⑥中小企業者等の少額資産特例（租税特別措置法）の規定を適用して損金算入した資産
- ⑦借用資産（リース資産）のうち、契約内容が割賦販売と同等である資産

（3）申告が**不要**である資産

- ①除却済資産（既に除却している資産）
- ②用途廃止資産（今後事業の用に供する可能性がない資産）
- ③土地または家屋として固定資産税が課税されるべき資産
- ④自動車税、軽自動車税の課税対象となる自動車（P3(5)申告を間違えやすい事例を参照）
- ⑤生物（観賞用、興行用などに供するものを除く）

次ページへ続きます

- ⑥無形固定資産（ソフトウェア、漁業権、特許権など）
 ⑦一時に損金算入したもの（耐用年数が1年未満又は取得価格10万円未満の資産）
 ⑧3年間で一括償却しているもの（3年間で減価償却する取得価格20万円未満の資産）
 ⑨借用資産（リース資産）のうち、20万円未満または期間満了後リース会社に返還するもの
 ⑩琴浦町外に所在している資産
 ⑪共同購入したもので、既に他の共有者が申告している資産

（４）主な償却資産の例〈業種別〉

償却資産を「業種別」に例示すると、次のとおりです。

業 種	主 な 償 却 資 産 の 内 容
共 通	駐車場・駐輪場設備、受変電設備、路面舗装、外構、庭園、外灯、ネオンサイン、広告塔、看板、応接セット、パソコン、コピー機、エアコン、テレビ、金庫、レジスター、陳列棚、冷蔵庫、冷凍庫、福利厚生設備など
農 業	ビニールハウス、井戸、果樹棚、かん水設備、電照、電柵、管理機（乗用除く）、動噴、草刈機、選果機、乾燥機、耕運機、ハーベスター、堆肥舎、サイロ、パーラー、バークリーナー、搾乳装置、換気システム、パソコンなど
漁 業	漁船、GPS、魚群探知機、巻上機、漁網、はしけ、いけすなど
小 売 業	看板、ネオンサイン、陳列ケース、冷蔵庫、冷凍庫、レジスター、エアコン、テナント内部造作など
飲食店・喫茶店	冷蔵庫、冷凍庫、厨房設備、エアコン、テレビ、接客用テーブル・椅子、放送設備、カラオケ機器、室内装飾品、看板、テナント内部造作など
理容業・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機器、タオル蒸器、ドライヤー、パーマ器、サインポール、エアコン、ハサミ、着物、看板など
不動産貸付業	外構工事、駐車場舗装、駐輪場、物置、ごみ置き場、屋外給排水設備、門扉、フェンス、造園、外灯、上下水道の埋設管、防犯監視設備など
医院・歯科医院 薬 局 業	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、心電計、電気血圧計、脳波測定器、CT装置、MRI装置、消毒殺菌用機器、歯科診療用ユニット、投影機、光学検査機器など）、薬品戸棚、待合室用椅子など
工 場	構内舗装、受変電設備、動力配線、旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、溶接機、貯水設備、福利厚生設備、各種工具など
建 設 業	大型特殊自動車（ブルドーザー、パワーショベル、クレーンなど）、ポンプ、ポータブル発電機、コンクリートカッター、ミキサー、各種工具など
自動車整備業・ ガソリン給油所	ガソリン計量器、オートリフト、充電器、コンプレッサー、照明設備、地下タンク、洗車機、構内装置、独立キャノピー、プレス、スチームクリーナー、テスター、オイルチェンジャー、卓上ボール盤、ジャッキ、溶接機など

※ 借用資産（リース資産）の申告にご注意ください！ ※

1. **貸主（リース会社）**が申告しなければならない場合
 - ・オペレーティングリース取引（レンタル）
 - ・所有権移転外ファイナンスリース取引（所有権はリース会社にある）
2. **借主（ユーザー）**が申告しなければならない場合
 - ・所有権留保付割賦販売（譲渡条件付リース）
 - ・所有権移転ファイナンスリース取引（最終的な所有権はユーザーにある）

(5) 申告を間違えやすい事例

申告誤り（申告漏れ）が起きやすい事例には、次のようなものがあります。

●小型特殊自動車

小型特殊自動車は軽自動車税の対象となるため、償却資産の申告は必要ありません。トラクター、コンバイン、乗用型の田植機などが誤って申告されるケースがあります。

一方、大型特殊自動車は、償却資産の申告が必要です。小型特殊自動車と大型特殊自動車は、道路運送車両法施行規則により、下表のように構造・大きさ・最高速度で区分されています。

自動車の構造及び原動機		自動車の大きさ			自動車の種別	償却資産	
		長さ	幅	高さ			
イ	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スレーバ、ロータ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・パンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア・ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタビラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	自動車の大きさが右欄に該当するもののうち最高速度15km/時以下のもの	4.70m以下	1.70m以下	2.80m以下	小型特殊自動車	対象外
	自動車の大きさが右欄に該当するもののうち最高速度15km/時を超えるもの	大型特殊自動車				対象	
	自動車の大きさが右欄に該当しないもの						
ロ	農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	最高時速35km/時未満のもの	—	—	—	小型特殊自動車	対象外
	最高時速35km/時以上のもの	大型特殊自動車				対象	
ボール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車						大型特殊自動車	対象

(注) 上表イに該当する自動車の場合は、最高速度15km/時以下、長さ4.70m以下、高さ2.80m以下の4つの条件を一つでも超えると大型特殊自動車となり償却資産に該当します。
上表ロに該当する自動車の場合は、大きさは問わず最高速度が35km/時以上であれば大型特殊自動車となり償却資産に該当します。

●トラクターのアタッチメント等の自動車の付属品

本体が自動車税（軽自動車税）の対象である車やトラクターの付属品は、償却資産の申告は必要ありません。ロータリー、プラウ、ハローなどが誤って申告されるケースがあります。

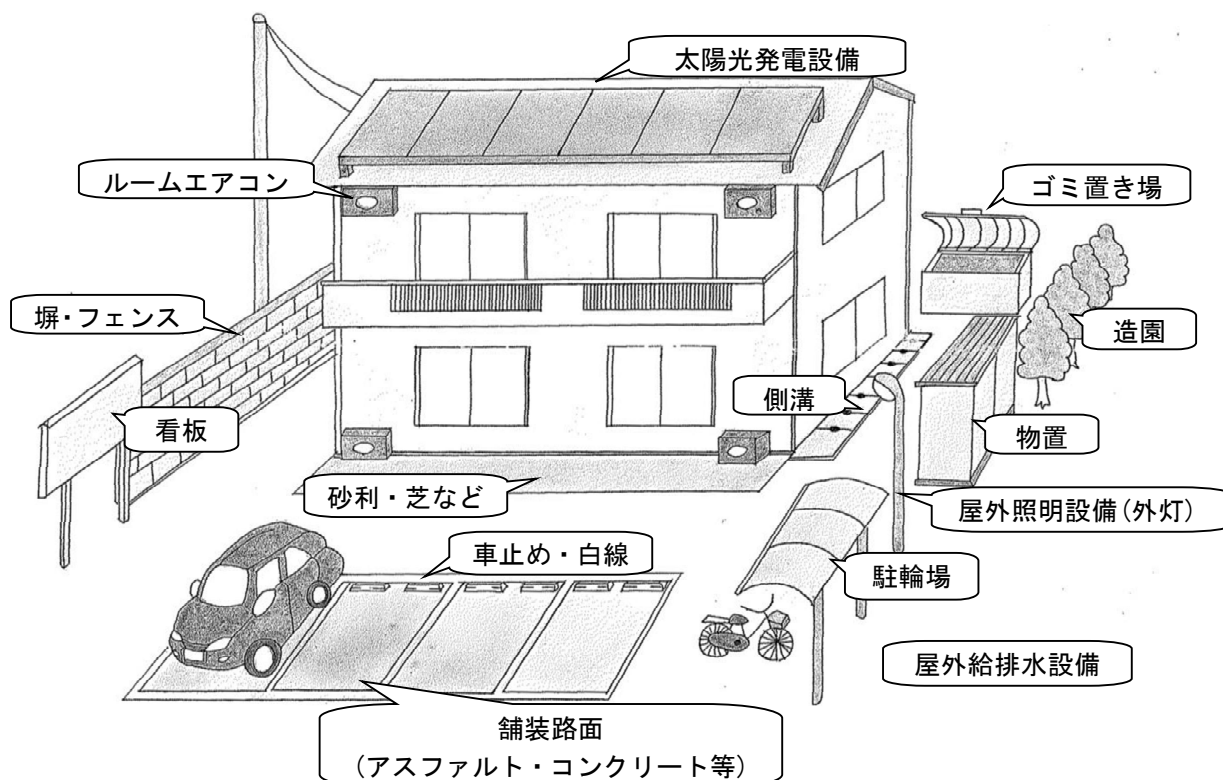
(例) 管理機			
形状・種類	トラクター アタッチメント	歩行型	乗用型 (小型特殊自動車)
軽自動車税	×対象外	×対象外	○対象
償却資産（固定資産）	×対象外	○対象	×対象外

●農耕作業用トレーラ（農耕用トラクターにけん引されるもの）

令和元年12月25日付国土交通省告示946号により、一定の条件を満たす農耕作業用トレーラは公道の走行が可能となりました。これに伴い、これまで償却資産の申告が必要であった農耕作業用トレーラが軽自動車税（種別割）の課税対象となります。マニースプレッダーやロールベアラーなどの資産をお持ちの方は、申告にご注意ください。

●不動産賃貸業（アパート等）関連の償却資産

賃貸用のアパート・ビル・駐車場を所有している方は、土地・家屋の固定資産税とは別に、償却資産に固定資産税がかかります。申告が必要な償却資産には、下図のようなものがあります。



●建築設備（家屋と償却資産の区分）

家屋には、電気設備・冷暖房設備・給排水設備など家屋と一体になることで家屋の効用を高める「建築設備」が取り付けられます。これらは、家屋の所有区分や設備内容によって、家屋と償却資産に区分して課税がされます。償却資産の申告では、**償却資産として取り扱うもの**を申告する必要があります。

家屋と建築設備の所有者が**同じ**場合

- ・家屋と構造上一体であるもの（家屋の効用を高めるもの）・・・**家屋**として取り扱います。
- ・家屋と構造上一体でないもの（家屋から独立しているもの）・・・**償却資産**として取り扱います。

家屋と建築設備の所有者が**異なる**場合

家屋と構造上一体のもの（家屋の効用を高めるもの）であっても、賃借人（テナント）が取り付けした内装・造作及び附帯設備などについては**特定附帯設備**（※）に該当し、**償却資産**として取り扱います。

※ **特定附帯設備** とは？※

家屋の附帯設備であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するために取り付け、家屋に付合したことで家屋の所有者が所有することとなったものをいいます。

特定附帯設備に該当する場合、これらの設備等を取り付けた者を所有者とみなします。（地方税法第343条第10項及び琴浦町税条例第54条第8項より）

よって、特定付帯設備は、賃借人（テナント）が償却資産の申告をする必要があります。

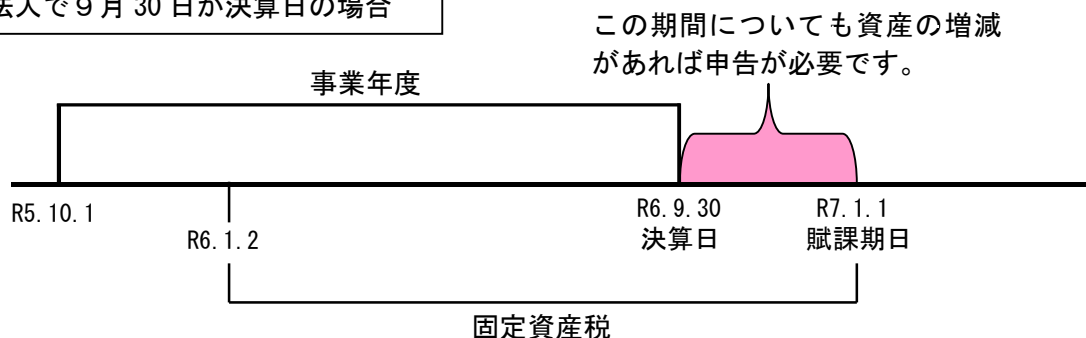
家屋と償却資産の区分表

設備などの種類	設備などの分類	設備などの内容	家屋の所有区分			
			自己所有		借 家	
			家屋	償却	家屋	償却
建築工事	内装・造作など	床・壁・天井仕上、店舗造作など工事一式	○			●
電気設備	受変電設備	設備一式		●		●
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備など		●		●
	中央監視設備	設備一式		●		●
	電灯コンセント	屋外設備一式、非常用照明器具		●		●
	設備、照明設備	屋内設備一式	○			●
	電力引込設備	引込工事		●		●
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		●		●
		上記以外の設備	○			●
	電話設備	電話機、交換機などの機器		●		●
		配管、配線、端子盤など	○			●
	L A N 設備	設備一式		●		●
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプなどの機器		●		●
		配管、配線など	○			●
	インターホン設備	集合玄関機、親機、子機など	○			●
	監視カメラ設備	受像機（テレビ）、カメラ、録画装置などの機器		●		●
		配管、配線など	○			●
	避雷設備	設備一式	○			●
	火災報知設備	設備一式	○			●
	太陽光発電設備	設備一式（屋根材一体型は除く）		●		●
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		●		●
		屋内の配管、高架水槽、受水槽、ポンプなど	○			●
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）		●		●
		局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用など）、中央式給湯設備	○			●
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		●		●
		屋内の配管など	○			●
	衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器など）	○			●
空調設備	空調設備	消火器、避難器具、ホース及びノズルなど		●		●
		消火栓設備、スプリンクラー設備など	○			●
	換気設備	エアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備		●		●
		上記以外の設備	○			●
その他の設備	運搬設備	特定の生産又は業務用設備		●		●
		上記以外の設備	○			●
	厨房設備	工場用ベルトコンベア設備など		●		●
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機など	○			●
	その他の設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテルなど）、寮・病院・社員食堂などの厨房設備		●		●
外構工事	外構工事	工事一式（舗装・門・塀・緑化施設など）		●		●

●固定資産税の賦課期日と法人の決算日が異なる場合

固定資産税（償却資産）の賦課期日は毎年1月1日です。賦課期日と法人の決算日が異なり、決算日から賦課期日までの間に資産増加または減少があった場合は、それらの増減資産も申告してください。

（例）法人で9月30日が決算日の場合



●中小企業者等の少額資産特例（即時償却）が適用された資産

中小企業者等の少額資産特例（租税特別措置法第28条の2、第67条の5など）が適用された資産は、償却資産（固定資産税）の申告が必要です。

				個別に減価償却 しているもの
30 万円未満	中小企業者等の少額資産特例 (即時償却)			
	租税特別措置法第 28 条の 2、第 67 条の 5、 旧租税特別措置法第 67 条の 8 ほか			
20 万円未満	3 年で一括償却			
	法人税法第 64 条の 2 第 1 項、所得税法第 67 条の 2 第 1 項に規 定するリース資産 (20 万円未満)	法人税法施行令第 133 条の 2 第 1 項 所得税法施行令第 139 条第 1 項		
10 万円未満		一時に損金算入 法人税法施行令第 133 条 所得税法施行令第 138 条		



固定資産税（償却資産）の申告が必要な資産

●国税（法人税・所得税）と固定資産税の取扱の違い

国税（所得税・法人税）と固定資産税では、償却資産について少し取扱が異なります。つい混同してしまい、取得価額などを誤って申告するケースが見られます。

項 目	国税の取扱い （法人税・所得税）	固定資産税の取扱い （固定資産税（償却資産）の評価額）
償却計算の期間	事業年度（決算期）	暦年（賦課期日制度）
減価償却の方法	定率法・定額法の選択制度	定率法（国税の旧定率法）
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却
圧縮記帳の制度	認められる	認められない（※）
特別償却・割増償却	認められる	認められない
評価額の最低限度	備忘価額（1円）	取得価額の5%
中小企業者等の少額資産の 損金算入の特例	認められる	認められない
改良費（資本的支出）	原則区分、一部合算も可	区分

（※）国庫補助金などで取得した資産で、取得価額を圧縮したものについては、圧縮前の取得価額を記載してください。

2 固定資産税（償却資産）申告について

(1) 申告していただく方

1月1日現在、琴浦町内に償却資産を所有している方

※償却資産を共同で所有している方は、代表の方が「代表者名 外●名」で申告してください。

(2) 提出書類

●全員共通・・・・・・・・・・償却資産申告書

●資産増減がある場合・・・・・・・・（資産増加の方）種類別明細書（増加資産・全資産用）

（資産減少の方）種類別明細書（減少資産用）

固定資産税（償却資産）簡易申告の導入について

本町は、令和7年度の申告から償却資産課税標準額100万円未満の方につきましては、従来の封書による申告案内を廃止し、往復はがきで申告内容の事前確認（簡易申告）を実施しております。

資産増減がない方は、返信用部分の返送をもって償却資産の申告とみなしますので、申告書提出は不要です。

資産増減がある方は、後日必要書類が届きますので、申告書等を作成の上、税務課評価係へご提出ください。

(3) 提出期限

令和7年1月31日（金） ※期限内の申告をお願いします。

(4) 提出方法

① 窓口提出 受付場所：琴浦町役場税務課 本庁舎1F⑩番窓口

*マイナンバーカード（通知カード）を提示してください。（法人除く）

② 郵送提出 郵 送 先：〒689-2392 鳥取県東伯郡琴浦町徳万 591 番地 2

琴浦町役場税務課評価係 償却資産担当 宛

*マイナンバーカード（通知カード）の写しを添付してください。（法人除く）

※重要※ 郵送提出の方で申告書等の控えをご希望の方は、控用の申告書等とともに、必ず返信先を明記した封筒に切手を貼付の上、同封してください。

③ 電子申告（eL TAX）

(5) 企業の電算処理による申告について

電算処理による様式で申告される方は、次の事項に留意して全資産申告をお願いします。

①全資産申告となるため、評価額（決定価格）および課税標準額を算出して申告してください。

②「課税標準の特例」の対象資産（先端設備など）の有無を確認してください。

(6) 電子申告（eL TAX）について

インターネットを利用して、自宅やオフィスなどから申告等の手続きができます。

詳しくは、eL TAX ホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp>）をご覧ください。eL TAX ヘルプデスク（TEL：0570-081459（平日9時～17時受付））にお問い合わせください。

3 申告書の書き方について

(1) 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の記載について

第二十六号様式（提出用）

令和 ● 年 ● 月 ● 日		令和 ● 年度		申告書記入例	
琴浦町長様		償却資産申告書（償却資産課税台帳）		所有者コード	
受付印		トットリケン トウハクワン コトウラチョウ トクマン 鳥取県東伯郡琴浦町徳万591-2		123456789012	
1 住所 （フリガナ） 又は納税通知書送達先		3 個人番号又は法人番号		8 短縮耐用年数の承認	
2 氏名 （フリガナ） 法人にあつてはその名称及び代表		4 事業種目 （資本等の金額）		9 増加償却の届出	
コトウラ タロウ 琴浦 太郎 外1名		5 事業開始年月		10 非課税該当資産	
（屋号：琴浦農園）		6 この申告に必要とする者の氏名		11 課税標準の特例	
		7 税理士等の氏名		12 特別償却又は圧縮記載	
				13 税務会計上の償却方法	
				14 青色申告	
				15 ① 琴浦町徳万591-2	
				② 琴浦町赤碓1140-1	
				③	
				④ 貸主の名称等 琴浦リース	
18 備考（添付書類等） （1）該当する項目に○を付けてください。 1. 異動なし 2. 資産増加・減少 3. 廃業・解散・転出 4. 名称変更 5. その他 （2）共有資産の場合は共有者についてご記入ください。 氏名 住所 持分 琴浦 太郎 （代表） 1/2 琴浦 一郎 琴浦町赤碓1140-1 1/2		16 借入資産 （有・無）		17 事業所用家屋の所有区分 自己所有 ・ 借家	
19 備考（添付書類等） （1）共有資産の場合は、代表者（どなたか1名）が申告をしてください。 （例）琴浦 太郎さんが代表で、琴浦 一郎さんと2名で資産を共有している場合 ①「2 氏名」欄は、「琴浦 太郎 外1名」と記入します。 ②「18 備考」欄は、共有者の氏名・住所・持分を記入します。 琴浦 一郎 琴浦町赤碓1140-1 1/2		20 備考（添付書類等） （1）共有資産の場合は、代表者（どなたか1名）が申告をしてください。 （例）琴浦 太郎さんが代表で、琴浦 一郎さんと2名で資産を共有している場合 ①「2 氏名」欄は、「琴浦 太郎 外1名」と記入します。 ②「18 備考」欄は、共有者の氏名・住所・持分を記入します。 琴浦 一郎 琴浦町赤碓1140-1 1/2		21 備考（添付書類等） （1）共有資産の場合は、代表者（どなたか1名）が申告をしてください。 （例）琴浦 太郎さんが代表で、琴浦 一郎さんと2名で資産を共有している場合 ①「2 氏名」欄は、「琴浦 太郎 外1名」と記入します。 ②「18 備考」欄は、共有者の氏名・住所・持分を記入します。 琴浦 一郎 琴浦町赤碓1140-1 1/2	

※この申告書に控用はありません。ご希望の方は提出の際にコピーをお渡ししますのでお申し出ください。

(2) 種類別明細書 (増加資産・全資産用) の記載について

種類別明細書記入例

令和 7 年度
 〈申告年度〉
 今回は「令和7年度」の申告です。

種類別明細書 (増加資産・全資産用)

第二十六号様式別表一

種類別明細書(増加資産・全資産用)

所有者コード		所有者名		1枚のうち		1枚目						
琴浦 太郎		琴浦 太郎		1枚のうち		1枚目						
資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	減価残存率	価格	課税標準の特例	課税標準額	増加事由	摘要
				年号	年	月			率			
01	1	堆肥舎	1	5	8		0.			3,000,000	①・2 3・4	記入不要
02	2	管理機	1	5	4		0.			200,000	①・2 3・4	記入不要
03	6	パソコン	1	5	10		0.			250,000	①・2 3・4	記入不要
04	6	看板	1	5	2		0.			150,000	①・2 3・4	記入不要
05		〈資産の種類〉 該当する数字を選んで、 記入してください。 1:構築物 2:機械及び装置 3:船舶 4:航空機 5:車両及び運搬具 6:工具、器具および備品									①・2 3・4	〈増加事由〉 該当する数字を選んで、 ○で囲んでください。 1:新品取得 2:中古取得 3:移動による受入れ 4:その他
06		〈資産の名称等〉 資産の名称(規格)を記入してください。									①・2 3・4	1・2 3・4
07		〈取得年月〉 年号は令和は「5」、平成は「4」と記入してください。									①・2 3・4	1・2 3・4
08		〈取得価額〉 附帯費(引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費など)、補助金・助成金などがある場合、それらを含めた金額を記入してください。									①・2 3・4	1・2 3・4
09											①・2 3・4	1・2 3・4
10											①・2 3・4	1・2 3・4
11											①・2 3・4	1・2 3・4
12											①・2 3・4	1・2 3・4
13											①・2 3・4	1・2 3・4
14											①・2 3・4	1・2 3・4
15											①・2 3・4	1・2 3・4
16											①・2 3・4	1・2 3・4
17											①・2 3・4	1・2 3・4
18											①・2 3・4	1・2 3・4

種類別明細書記入例

令和7年度

第二十六号様式別表二

10

4 固定資産税の計算方法について

(1) 評価額・課税標準額の求め方

償却資産の取得年月、取得価額、耐用年数などに基づき、次のとおり **評価額** を算出します。

〈評価額の求め方〉

- 前年中に取得した資産

$$\text{評価額} = \text{取得価額} \times \frac{(1 - \text{減価率} / 2)}{\text{減価残存率}} \cdots \text{P12 の表 (A)}$$

- 前年前に取得した資産

$$\text{評価額} = \text{前年度評価額} \times \frac{(1 - \text{減価率})}{\text{減価残存率}} \cdots \text{P12 の表 (B)}$$

※評価額の最低限度額は、**取得価額の5%**となります。(0円にはなりません。)

そして、資産の評価額を合算した額（決定価格）が **課税標準額** となります。

(2) 税率・税額・免税点

次のように税額を求めます。なお、琴浦町の固定資産税の税率は **1.4%** です。

課税標準額 (1,000円未満切捨)	×	税 率 (1.4%)	=	税 額 (100円未満切捨)
------------------------------	---	----------------------	---	--------------------------

※課税標準額が150万円（免税点）未満の場合は課税されませんが、申告は必要です。

(3) 税額計算シュミレーション

次のような償却資産を所有している場合、下表のように税額を算出します。

○アスファルト舗装……取得年月R4.8 取得価額2,500,000円 耐用年数10年
 ○パソコン……………取得年月R5.8 取得価額100,000円 耐用年数4年

年度	評価額の算出方法	課税標準額 (円)	税額の算出方法	税額 (円)
	前年中取得：取得価額×減価残存率（P12表・A）＝評価額（円） 前年前取得：前年評価額×減価残存率（P12表・B）＝評価額（円）		課税標準額×税率 ＝税額	
R5	アスファルト舗装 2,500,000×0.897＝2,242,500	2,242,500	2,242,000×1.4% ＝31,388	31,300
R6	アスファルト舗装 2,242,500×0.794＝1,780,545	1,858,645	1,858,000×1.4% ＝26,012	26,000
	パソコン 100,000×0.781＝78,100			
R7	アスファルト舗装 1,780,545×0.794＝1,413,752	1,457,644	免税点（150万円）未満	0

※ 未申告資産の課税 について ※

未申告資産があった場合、資産の取得年次に応じて最大5年度分遡って課税することがあります。

減 価 残 存 率 表

耐用年数	耐用年数に応ずる減価率	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる減価率	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる減価率	減価残存率	
		前年中取得のもの (A)	前年以前取得のもの (B)			前年中取得のもの (A)	前年以前取得のもの (B)			前年中取得のもの (A)	前年以前取得のもの (B)
2	0.684	0.658	0.316	18	0.120	0.940	0.880	34	0.066	0.967	0.934
3	0.536	0.732	0.464	19	0.114	0.943	0.886	35	0.064	0.968	0.936
4	0.438	0.781	0.562	20	0.109	0.945	0.891	36	0.062	0.969	0.938
5	0.369	0.815	0.631	21	0.104	0.948	0.896	37	0.060	0.970	0.940
6	0.319	0.840	0.681	22	0.099	0.950	0.901	38	0.059	0.970	0.941
7	0.280	0.860	0.720	23	0.095	0.952	0.905	39	0.057	0.971	0.943
8	0.250	0.875	0.750	24	0.092	0.954	0.908	40	0.056	0.972	0.944
9	0.226	0.887	0.774	25	0.088	0.956	0.912	41	0.055	0.972	0.945
10	0.206	0.897	0.794	26	0.085	0.957	0.915	42	0.053	0.973	0.947
11	0.189	0.905	0.811	27	0.082	0.959	0.918	43	0.052	0.974	0.948
12	0.175	0.912	0.825	28	0.079	0.960	0.921	44	0.051	0.974	0.949
13	0.162	0.919	0.838	29	0.076	0.962	0.924	45	0.050	0.975	0.950
14	0.152	0.924	0.848	30	0.074	0.963	0.926	46	0.049	0.975	0.951
15	0.142	0.929	0.858	31	0.072	0.964	0.928	47	0.048	0.976	0.952
16	0.134	0.933	0.866	32	0.069	0.965	0.931	48	0.047	0.976	0.953
17	0.127	0.936	0.873	33	0.067	0.966	0.933	49	0.046	0.977	0.954
								50	0.045	0.977	0.955

※耐用年数は、固定資産台帳や所得税青色申告決算書又は法人税確定申告書などでご確認ください。

国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)も参考にしてください。

5 さいごに

(1) 申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第 386 条の規定により、10 万円以下の過料を科されることがあるほか、地方税法第 368 条の規定により、不足額に加えて延滞金を徴収する場合があります。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第 385 条の規定により、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金を科されることがあります。

(2) 償却資産の調査にご協力ください

琴浦町は、償却資産の申告内容が適正であるか確認するために、地方税法第 353 条（質問検査権）、第 354 条の 2（所得税又は法人税に関する書類の閲覧など）及び第 408 条（実地調査）の規定に基づく調査を行うことがありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。



小さいくせに
ぜんぶある。
惑星コトウラ

〈提出先・問合せ先〉

〒689-2392 鳥取県東伯郡琴浦町徳万 591 番地 2
琴浦町役場税務課評価係 償却資産担当
電話番号 0858-52-1702 FAX 0858-49-0000